地域依存症対策支援事業実施要綱

第１　目的

本事業は、薬物やアルコール、ギャンブルなどの依存症に関する普及啓発を図るとともに、依存症者及び家族が、依存症の回復に向けて専門機関や関係団体など地域の受け皿による支援を受けることができるよう、依存症に係る相談支援の充実及び普及啓発等の各種の取組を行うことにより、本道の薬物・アルコール等依存症者の回復に資することを目的とする。

第２　事業の概要

総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室・地域保健室（以下「保健所」という。）及び道立精神保健福祉センターの依存症に係る相談支援従事者を「依存症相談員」と位置づけ、個別支援を充実するとともに、支援者の育成や依存症に関する普及啓発、さらには、地域の関係機関との連携推進など依存症の支援体系の構築を図る。

第３　実施主体

北海道

第４　事業の内容

１　依存症相談員の設置及び相談支援（必須）

（１）依存症相談員の設置

道立精神保健福祉センター及び保健所において精神保健福祉業務に従事する保健師を、依存症相談員として位置付ける。

（２）依存症相談員による相談支援

ア　依存症者及び家族に対し、相談や家庭訪問等により継続的に支援する。

イ　依存症者及び家族に対し、精神科医療機関、依存症回復施設、自助グループ等の紹介や連絡・調整、同伴支援等を実施する。

ウ　薬物・アルコール等依存症に係る最新の知識や技術を習得し、効果的な支援を行う。

エ　地域の生活保護担当者・民生児童委員等と連携を図り、支援の必要な依存症者や家族を支援する。

２　人材・組織育成

（１）研修の実施

依存症に関する正しい理解や対応方法の習得等について、研修受講者の特性に応じた研修を実施する。

（２）自助団体等活動支援（必須）

断酒会、NA、GA 等の自助グループや家族会などの活動に対して、依存症相談員が主体となり、必要な助言等の支援を行う。また、ミーティング会場の提供や活動の周知の協力など、必要に応じた支援を行う。

３　調査研究（必須）

地域における依存症の現状を把握し、地域の状況を分析するとともに、効果的な取組を検討する。

４　関係機関によるネットワークの構築（必須）

依存症者及び家族の状況に応じた適切な支援につなげるためには、地域の関係機関による連携が必要であることから、精神科医療機関、依存症回復施設、保護観察所、市町村、福祉関係者、自助グループ、家族会等によるネットワーク会議等を開催する。

ネットワーク会議等は、地域の依存症者の現状や各機関の役割の確認、事例検討など、地域の実情に応じて年１回以上開催するものとする。

５　普及啓発

（１）イベント・セミナーの開催

依存症について広く地域の理解を得ることを目的に、依存症者やその家族、関係機関の職員

及び一般住民を対象としたイベント・セミナーを開催する。

（２）ホームページ等による広報（必須）

依存症に関する正しい知識の普及や依存症の相談機関窓口、依存症の診療を行っている医療機関、依存症回復施設、地域の自助グループ、家族会などの情報をホームページ等により、広く広報する。

６　精神保健福祉センターによる依存症対策

精神保健福祉センターは、本要綱に基づく取組のほか、依存症支援者の人材育成、保健所・市町村への相談指導・援助、依存症回復施設、自助グループ等の組織育成などの取組を実施する。

第５　事業の実施方法等

１　依存症者の自助グループや家族会のほか、地域の関係機関との連携の下、実施するものとする。

２　精神保健福祉センター及び保健所は、事業実施状況報告（別記様式）を上半期（４月～９月）・下半期（10 月～３月）分を、それぞれ 10 月 10 日、４月 10 日までに障がい者保健福祉課に提出するものとする。

３　必須事業以外の事業についても、地域の関係機関との共催や保健所職員を講師とした研修会の開催など、創意工夫により実施に努めるものとする。

第６　秘密の保持

本事業に携わる者（本事業に係る業務から離れたものを含む。）は、依存症者及びその家族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を他に漏らしてはならない。

附則

本要綱は、平成２５年６月１３日から施行する。

平成２６年１０月１日一部改正

平成２７年８月３日一部改正

令和２年３月３１日一部改正